

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年10月29日	
【会社名】	株式会社ナガワ	
【英訳名】	NAGAWA Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 修	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	
【電話番号】	(03)5288-8666(代表)	
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 高橋 学	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	
【電話番号】	(03)5288-8666(代表)	
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 高橋 学	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	999,516,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	204,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年10月29日(月)開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」と言います)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は以下の通りです。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	204,400株	999,516,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	204,400株	999,516,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
4,890	-	100株	平成30年11月7日(水)	-	平成30年11月16日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ナガワ 経理部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新丸の内支店	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
999,516,000	4,000,000	995,516,000

(注)1.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2.発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成費用等です。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載の通り、当社と割当予定先である戸田建設株式会社(以下「戸田建設」と言います)、株式会社西松屋チェーン(以下「西松屋チェーン」と言います)との関係構築及び関係強化並びに株式相互保有を直接の目的としております。

株式相互保有にあたり、当社は本自己株式処分に先立ち、市場買付の方法により、平成30年10月26日現在で戸田建設株式を621,700株(発行済株式総数の0.19%、約5億円)、西松屋チェーン株式を441,000株(発行済株式総数の0.63%、約5億円)取得しています。

このため、本自己株式処分による上記の差引手取概算額995,516,000円は、上記株式を取得した対価の支払により減少した運転資金の補てんとして平成30年11月に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	戸田建設株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区京橋一丁目7番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第95期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日) 平成30年6月29日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第96期第1四半期(自平成30年4月1日至平成30年6月30日) 平成30年8月10日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	621,700株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	0株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	平成31年度上期実績として、製品販売代金2,106千円の売上げがあります。	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社西松屋チェーン	
	本店の所在地	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第62期(自平成29年2月21日至平成30年2月20日) 平成30年5月16日 近畿財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第63期第1四半期(自平成30年2月21日至平成30年5月20日) 平成30年7月2日 近畿財務局長に提出 事業年度第63期第2四半期(自平成30年5月21日至平成30年8月20日) 平成30年10月3日 近畿財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	441,000株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	0株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

当社グループは、鉄骨を主構造とするユニットハウス、プレハブ・システム建築の製造・販売及び請負工事業をコア事業として営んでおります。

現在、当社は、コア事業の拡大と事業効率の向上によって、ナガワグループ事業全体の発展を図るとともに、全国すべての地域において貢献できる企業としての確固たる事業基盤を構築するために、取引先との協力関係の更なる強化を進めております。

この度、当社は、上記のコア事業の強化、取引先との協業の更なる発展及び安定的な事業基盤構築のための施策を当社の様々な取引先と検討した結果、戸田建設及び西松屋チェーンの2社（以下「割当予定先2社」と言います）の間におきまして、上記目的の達成のための関係構築及び関係強化並びに株式相互保有方針について協議を行い、相互に、戸田建設とは約5億円、西松屋チェーンとは約5億円の株式を取得することといたしました。株式相互保有にあたり、当社は先に割当予定先2社の株式の取得を市場買付等の方法により取得しています。

また、割当予定先2社に対しては協議の結果、当社が処分する自己株式を第三者割当の方法により取得させることが、当社及び割当予定先2社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、本自己株式処分を行うことを決議しました。当社はこれまで、株主還元や機動的な資本政策を実現させる観点から継続的な自己株式の買付けを行って参りましたが、その結果としまして平成30年9月末時点におきまして、発行済株式総数の7.86%に相当する自己株式を保有する状況となっております。当社が保有する自己株式を有効活用するにあたり、取引先との株式相互保有を行い、取引先との関係構築及び関係強化を進める事が上記目的の達成に繋がるという観点から、第三者割当による自己株式処分が合理的と判断いたしました。

本自己株式処分の割当予定先である戸田建設は、建築を主体事業とする総合建設会社であります。当社の従前からの取引先であり、当社のユニットハウス事業での取引を行っておりますが、今後ユニットハウス事業だけではなく、当社のプレハブ・システム建築事業での取引へも拡大させる上で、更なる取引関係の強化と資本関係の強化が重要であると判断いたしました。

本自己株式処分の割当予定先である西松屋チェーンは、日本全国に多くの店舗を展開する子供服・ベビー用品等を取り扱うチェーンストア企業であります。当社では、プレハブ・システム建築事業の商業店舗への更なる拡販に取り組む中、幅広く情報を集めていたところ従前の取引先より紹介を受け、西松屋チェーンの新たな店舗建設に際し、スピーディーな店舗建設が可能な当社プレハブ・システム建築の取引に向け、取引関係の構築と資本関係の構築が重要であると判断いたしました。

割当予定先選定の理由及び処分時期につきましては、上記の通り当社が取引先各社との幅広い協議を続けた結果、この度、関係強化についての方針が共有できた2社との中長期的な企業価値向上に資する協議と関係構築が必要であり、適切なタイミングで協議を開始するにあたり相応しい時期であると考えております。

本自己株式処分にあたっては、当社が保有する自己株式のうち204,400株（発行済株式総数の1.25%、約10億円）を第三者割当の方法により処分いたします。内訳は戸田建設に対し102,200株（発行済株式総数の0.62%、約5億円）、西松屋チェーンに対し102,200株（発行済株式総数の0.62%、約5億円）を処分いたします。

また、当社は上記「第1 募集要項 4.新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載の通り、本自己株式処分に先立ち、市場買付の方法により、平成30年10月26日現在で戸田建設株式を621,700株（発行済株式総数の0.19%、約5億円）、西松屋チェーン株式を441,000株（発行済株式総数の0.63%、約5億円）取得しています。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	処分予定株式数
戸田建設株式会社	当社普通株式	102,200株
株式会社西松屋チェーン	当社普通株式	102,200株
合計	-	204,400株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先2社より、本自己株式処分による株式の取得は当社との関係強化を目的とした投資であり、長期的に継続して保有する方針であることを口頭で確認しております。なお、当社は割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により処分される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

戸田建設が平成30年8月10日に関東財務局長宛に提出している第96期第1四半期報告書（平成30年4月1日乃至平成30年6月30日）に記載の連結貸借対照表により、戸田建設において本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金（75,595百万円）が確保されていることを確認しております。

西松屋チェーンが平成30年10月3日に近畿財務局長宛に提出している第63期第2四半期報告書（平成30年5月21日乃至平成30年8月20日）に記載の連結貸借対照表により、西松屋チェーンにおいて本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金（49,154百万円）が確保されていることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である戸田建設は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日平成30年6月29日)に記載された「I V内部統制システム等に関する事項2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、企業行動憲章において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、全社一体の毅然とした対応をすることを基本方針としている旨を表明しており、同社及びその役員が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

割当予定先である西松屋チェーンは、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日平成30年5月25日)に記載された「I V内部統制システム等に関する事項2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断し、また反社会的勢力と関係を持つことは法令等に違反することを、各種会議体および研修を通じて全従業員に周知徹底し、決して関係を持たない旨を表明しており、同社及びその役員が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

処分価額については、平成30年10月29日開催の取締役会決議日の直前営業日である平成30年10月26日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である4,890円といたしました。本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、取締役会決議日直近の市場株価であり算定根拠として客観性が高く、かつ合理的であると判断し、割当予定先と協議の上決定したものです。

上記理由により、当該処分価額は特に有利な処分価額には該当しないと判断いたしました。なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員(うち2名は社外監査役)からも、上記算定根拠による処分価額の決定は適正・妥当であり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を得ております。

尚、処分価額4,890円は、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間(平成30年9月27日から平成30年10月26日)の終値平均値5,337円(単位未満四捨五入。終値平均につき以下同様)に対し8.38%のディスカウント、同3ヵ月間(平成30年7月27日から平成30年10月26日)の終値平均値5,079円に対し3.72%のディスカウント、同6ヵ月間(平成30年4月27日から平成30年10月26日)の終値平均値4,860円に対し0.62%のプレミアムとなります。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は、204,400株(議決権数2,044個)であり、これは現在の当社の発行済株式総数16,357,214株に対して1.25%(総議決権数150,604個に対して1.36%)の割合に相当します。また、平成30年7月20日に払込みが完了しております自己株式処分(1,000,000株、議決権数10,000個)を考慮した場合、発行済株式総数16,357,214株に対して7.36%(総議決権数140,604個に対して8.57%)の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、当社と割当予定先2社が資本関係を構築し、信頼関係を強固にすることで、関係強化が推進され、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	P.O. BOX 309,UGLAND HOUSE,GRAND CAYMAN,CAYMAN ISLANDS,KY1-1104 (東京都新宿区新宿6-27-30)	2,046	13.59%	2,046	13.40%
高橋 修	埼玉県さいたま市大宮区	2,009	13.34%	2,009	13.16%
高橋 学	埼玉県川口市	1,000	6.64%	1,000	6.55%
一般財団法人ナガワひまわり財 団	東京都千代田区丸の内1丁目4 番1号	1,000	6.64%	1,000	6.55%
菅井 賢志	埼玉県さいたま市大宮区	741	4.92%	741	4.85%
有限会社エヌ・テー商会	埼玉県さいたま市見沼区東大宮 7-27-3	690	4.58%	690	4.52%
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3-7	677	4.50%	677	4.44%
有限会社ダイユウ商会	埼玉県さいたま市西区土屋451- 1	661	4.39%	661	4.33%
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	610	4.05%	610	4.00%
THE CHASE MANHATTANBANK,N.A.LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE,COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD,ENGLAND (東京都港区港南2-15-1)	532	3.53%	532	3.49%
計	-	9,966	66.17%	9,966	65.29%

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年3月31日現在の株主名簿を基準としたものに、平成30年7月20日払込の一般財団法人ナガワひまわり財団を処分先とした自己株式処分による株式数を加えて算出したものを記載しております。割当後の所有株式数、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当前の所有株式数に、本自己株式処分による株式数を加えて算出したものを記載しております。
2. 割当後の総議決権数(152,648個)は、平成30年3月31日現在の総議決権数(140,604個)に、平成30年7月20日払込の一般財団法人ナガワひまわり財団を処分先とした自己株式処分による議決権数(10,000個)、及び本自己株式処分による議決権数(2,044個)を加えて算出しております。
3. 上記のほか、当社が保有している自己株式は割当後1,081,933株となります(平成30年7月20日現在の保有自己株式数から算出)。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第54期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日） 平成30年6月19日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第55期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日） 平成30年8月9日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成30年10月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月21日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年10月29日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成30年10月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ナガワ 本店
（東京都千代田区丸の内一丁目4番1号）

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。